

人事院会議議事録

会議日

令和4年6月16日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 松尾事務総長、池本総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
柳田審査課長

議題

人事院規則14-21(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)の一部改正等

議事の概要

- 議題「人事院規則14-21(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)の一部改正等」について、担当局から、別添資料に沿って改正を行うこととしたいとの説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 14—21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の改正等について

令和4年6月16日
職員福祉局

1 職員の株式所有状況の報告制度について

職員が、特定の営利企業の一定数以上の株式を所有し、かつ、当該企業と在職機関との間に密接な関係がある場合、職務の公正な運営を阻害するおそれなどがある。このため、国家公務員法第103条に基づく人事院規則14—21により、当該職員は所轄庁の長等を経由して人事院に株式所有状況の報告をすること、所轄庁の長等は職員からの報告を遅滞なく人事院に送付することとされている。

当該報告を受けた人事院は、当該職員の職務内容が以下の①又は②に該当しない場合には、問題がないケースと判断することとしている。

① 当該会社に対し行政上の権限の行使に携わることを内容とする場合

② 在職機関と会社との間の契約の締結又は履行に携わることを内容とする場合

また、①又は②に該当する場合であっても、以下のア、イ又はウに該当するときには、問題がないケースと判断することとしている。

ア. 当該会社の議決権総数に占める職員の有する議決権の割合が1/3以下（特例有限会社にあつては1/4以下）である場合

イ. 当該会社につき職員が人事院規則14—17又は人事院規則14—18により役員兼業の承認を受けている場合

ウ. その他議決権の状況、事業の実施状況等から見て職務遂行上適当でないこととはならない場合として人事院が認める場合

2 人事院規則の改正による人事院の権限の所轄庁の長等への委任について

上記1の①、②及びア、イの判断基準は客観的かつ判断要素が明確であり、これらの基準に則して判断できるケースについては、人事院への送付を不要とし、所轄庁の長等限りで報告を受領することとしても問題は生じないと考えられる。このため、これらのケースについての報告を徴する権限を、人事院から所轄庁の長等に委任することとし、所要の改正を行うこととしたい。

具体的には、権限委任規定の新設、事務総長通知で規定していたア、イの基準の規則への明記とともに、人事院への送付を要しないものであったケースについて、その旨を職員が認識できるよう、所轄庁の長等から職員に通知する規定を整備する。

3 権限委任に係る人事院公示の改正、基準を定める人事院会議決定について

上記2の規則改正に伴い、権限委任に係る人事院公示（平成12年人事院公示第29号）の改正とともに、上記1のア、イ又はウの基準は人事院会議決定で定めたため、ア、イを削り、ウのみを定める人事院会議決定を行うこととしたい。

4 公布・施行日

本規則等については、本年6月20日に公布し、同年7月1日に施行することとしたい。

以 上